

令和6年2月 改正版

保 存 版

# 建築士事務所の管理・運営の手引き

令和6年2月1日施行  
改正建築士法版



監 修

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課



編集・発行

大阪府指定事務所登録機関  
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会

## はじめに

建築物は、安全であることが最も基本的な使命であり、そのための設計や工事監理は、極めて重要な仕事です。

この意味で、これらの仕事は、建築士でなければしてはならないとされており、この結果、建築士には、法律上特別の地位が与えられているところです。

しかしながら、構造計算書の耐震偽装事件の発生後、建築士、建築物に対する社会の信頼が失墜し、その信頼回復が求められており、さまざまな法令改正等が行われています。建築士事務所は、これまでも増して、日々の業務を行っていく上で、これら法令上の義務を遵守していかなければなりません。

本協会は、改正建築士法（平成 18 年法律第 144 号）の施行に基づき、大阪府知事から指定を受けて平成 20 年 11 月 28 日から建築士事務所の登録等に関する事務を行っていくことになりましたが、これに際して、建築士事務所が業務を行っていく上で必要となる建築士法上の遵守すべき事項や作成が義務づけられている書類等について取りまとめたものです。

皆様方には、本書を熟読の上適正な事務所の管理・運営を行い、安全で快適なまちづくりに大いに活躍していただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 大阪府建築士事務所協会  
会 長 樋 上 雅 博

## 建築士事務所の皆様へ

大阪府では、改正建築士法第 26 条の 3 の規定に基づき、平成 20 年 11 月 28 日に、一般社団法人大阪府建築士事務所協会を指定事務所登録機関に指定し、建築士事務所の登録等の業務は、同協会で行なっています。

本手引書は、建築士法に基づく建築士事務所が業務を行なう際の登録に関することや事務所に備えておくべき図書、業務を受託する際の契約等について分かりやすくまとめられています。

建築士事務所を管理・運営される皆様には、本手引書を常に手元に置き、適正な業務の遂行に努めていただきますようお願いいたします。

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築安全課